

申請の流れ (浜松市空家等除却促進事業費補助金)

浜松市 市民生活課
(市役所本館3階)

空家の所有者(補助対象者)

解体工事業者
(解体許可又は解体登録業者のみ)

①事前相談 (要件がありますので、必ずご相談ください。)
補助ができる空き家には、要件があります。事前に確認をしますので市民生活課にお問い合わせください。

制度の説明 ↔ 助成制度の確認
補助対象条件の確認

②該当する場合は、抽選番号をお伝えし、抽選申し込みとなります

抽選番号の交付 ↔ 抽選申し込み

③解体工実施方法の検討
見積書の作成依頼
※複数社へ依頼することをお勧めします。
※見積書作成が有料の場合、自己負担となります。

依頼 → ④見積書作成
← 見積書

抽選会 ※希望者多数の場合
希望者は抽選会への参加が可能です。
抽選会への参加の有無は抽選結果に影響しません。

※当選者は⑥以降を行う。

⑤当選・落選の連絡 → ⑥空き家を壊す前の建物全体の写真を撮影
※門や塀などの工作物を同時に解体・除却する場合にはその写真も必要です。

【注意】
交付申請 〆 切に間に合えば
⑤当選連絡後でも可能です。

⑦解体工事業者の選定
工実施方法の決定
提出書類の作成・確認

⑨受付・審査
交付の決定

申請 ← ⑧補助金交付申請
通知 → ⑩補助金交付決定通知書受理

【注意】
決定通知書がお手元に届いた後に空家の解体・除却をしてください。
※交付決定通知書が届く前に解体をすると、補助ができません。

⑪解体工事業者との契約締結
(契約書の受領)

解体工事の契約

⑫解体工事の実施
(除却を含む)

⑭請求書内容確認

↓ 工事終了後
⑬空き家所有者へ解体工事完了報告と解体工事費請求書の提出

⑮工事代金支払い(空き家所有者→解体工事業者)
領収書受領(解体工事業者→空き家所有者)

⑯工事代金受領
領収書発行

⑱書類の確認
現地調査
補助金額の確定

報告 ← ⑰実績報告書
(ア)領収書の写し (イ)契約書の写し
(ウ)工事着手後がわかる写真を添付
通知 → ⑲交付確定通知書の受理

2月末提出期限

⑳書類の確認
補助金交付

請求 ← ㉑請求書
振込 → ㉒補助金受領

㉓関係書類・帳簿を10年間保管してください。